

# 法人化後の学会組織と 法人設立プロセス

日本生態学会法人化WG

# 組織機構変更の必要性

- 学会大規模化にともなう社会的責任の増大
  - 互助団体から公益組織へ
- 法人の制度設計に由来する事情
  - 理事会を3ヶ月に一回開催する必要がある
    - 全国委員会規模の理事会開催は予算上無理
  - 代議員をもって法律上の社員とする必要がある
    - 全国委員の定数を拡大して代議員とするのが妥当
  - 従来形式の会員総会は法定外の機構となる
    - 会員総会の意思を法人の運営に反映させる新たなシステムが必要

# 組織概念の違い

- 従来の学会
  - 互助団体
  - 役員は会の運営に関する世話係
  - 役員は会員に対して責任を負う
- 社団法人
  - 公益組織
  - 役員は資産とその運用に関する管理者
  - 役員は社会に対して責任を負う

# 組織改革の基本的な考え方

- 常任委員会を理事会に移行
  - － ただし選挙で選ばれた代議員の比重を高める(+4名)
- 全国委員会を社員総会(代議員会)に移行
  - － ただし定数を22名から50名に増やす
- 総会を法人外機構の会員総会に移行
  - － 予算・決算などの法人決定事項については法的意思決定権限はない
  - － 法定事項以外(大会決議など)の意思決定権限がある
  - － 代議員の約半数を会員総会による選出としてはどうか(案)

現行

法人化後

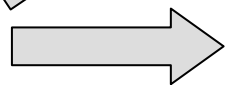
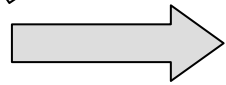
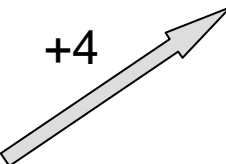
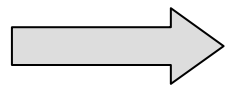
会長・次期会長  
幹事長・幹事2名  
常任委員6名  
委員長6名

全国委員22名

常任委員会

全国委員会

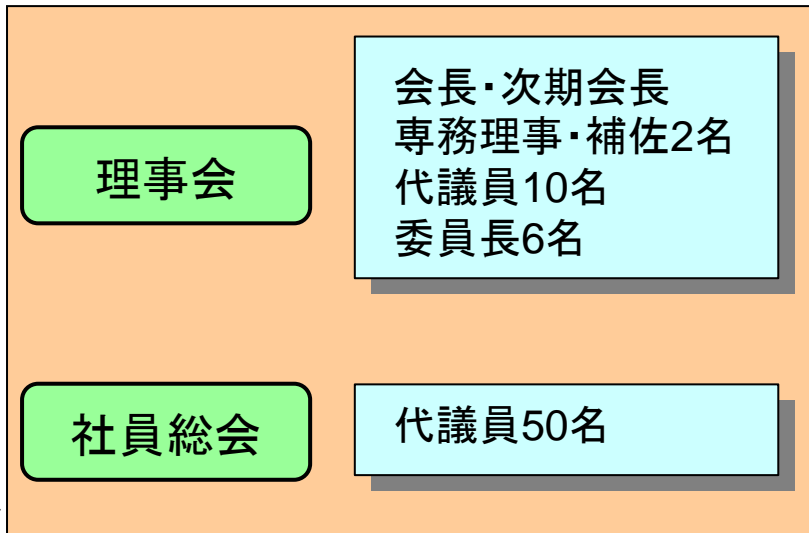
総会



+4

+28

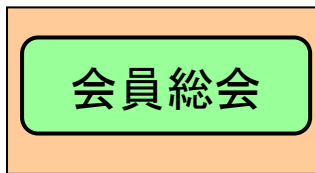
法人の意思決定機構



会長・次期会長  
専務理事・補佐2名  
代議員10名  
委員長6名

代議員50名

法人外機構



会員総会

# 代議員の構成

- 選挙による選出(従来の全国委員)
  - 全国15名
  - 地区7名
- 総会による選出
  - 大会前に立候補を認める
  - 分野・職場・性別などのバランスを考慮して理事会が候補者リストを提案
  - 総会で承認された代議員は次の(通常は翌年の)社員総会に出る

# 一般社団法人設立のプロセス

- 設立時社員による定款作成
  - － 全員が署名・捺印
  - － 設立時理事(3名以上)・設立時監事の明記
  - － 設立時理事(3名以上)・設立時監事の承諾書
- 公証人による認証
- 設立時代表理事の選任
  - － 設立時理事の過半数による決定
  - － 設立時理事会の議事録
  - － 設立時代表理事の承諾書
- 設立時理事会による調査(認証後すみやかに)
  - － 設立の手続きが法令または定款に違反していないこと
- 登記(調査から2週間以内)
- 公告

# 具体的なタイムライン

- 2009年3月(盛岡大会)
  - 定款・設立時理事監事・以後のプロセスへの承認
- 2009年: 全国委員(設立時社員)選挙
- 2009年: 定款への署名・捺印(設立時社員)
- 2009年: 公証人による認証
- 2009年: 設立時理事会
  - 設立時代表理事選任
  - 設立の手続きに関する調査
- 2009年: 登記・広告
- 2009年: 公益認定申請
- 2010年3月(東京大会): 第一回社員総会



# 東京大会までの移行措置

- 設立時社員の構成(35名)
  - － 現行定数により選ばれた全国委員(15名+7名)
  - － 会長・次期会長・幹事長・幹事2名・会計監事2名
  - － 委員長6名(常任委員会メンバー)
- 東京大会で残る社員(代議員)を選任